

令和元年12月11日

取手市議会議長

入江 洋 一 殿

議 会 運 営 委 員 会

委員長 齋 藤 久 代

委員会中間報告書

本委員会での調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 議会基本条例の見直し
- 2 調査の経過 令和元年3月15日、4月23日、5月20日、5月28日、6月13日、7月12日、7月29日、8月27日、9月18日、10月23日、11月12日、11月25日の各委員会での調査
- 3 中間報告 議会基本条例の全条について、検証シートを作成し、現在の取り組み事項や自己評価などをもとに討議を重ね、検証の結果、新たな取り組みの検討が必要と判断されたこと等について、今後取り組むべき事項として協議結果をまとめた。詳細は別紙のとおり。

検証を踏まえた委員会としての改善検討シート

○条文

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

○「A」にするための改革改善案

(課題) → (改革改善案)

- ① 討議になっていない → 討論と討議、質疑と討議の別や「賛成・反対」ありきの討議ではなく、広角的な視点での討議を議員個人が意識付けていく。(討議には事前の十分な調査が必要)
- ② 委員間の討議はできたが市長等執行機関職員とはできていない → 28年決算・予算審査特別委員会ではできた。
- ③ 陳情を以前のように(請願と同様に) 審議・審査・議決すべき →
- ④ 市民が傍聴の必要性を認識できる審議・審査になっていない。一般質問の取り扱い → 「わからないから」「思いついたから」「カウンター質問・質疑」発言への取り扱い
- ⑤ 予算・決算審査を深化させるべき → 一般会計予算・決算委員会の常任委員会化
- ⑥ 「1人が発言している＝他は無関心(眠ってる?)」とならない議会運営。(議員が眠くなる審議に傍聴に来たいと思いますか?) 傍聴に行きたい・行こうと思える議会にしていくべき(ソフト&ハード) → わかりやすい言葉、簡明な質問や質疑、資料や図等を用いた発言。傍聴席の改善。

○議会運営委員会としての決定

- ① 議員個人の意識改革、議長や委員長の議事整理によって改善していく
- ② 条文に沿って推進をしていく
- ③ 現行のとおり
- ④ ①と同じように、議員個人の意識改革。さらに議長・委員長の議事整理。
- ⑤ 番目、予算・決算の審査につきましては、改選後、常任委員会化に向けて特別委員会で試行をしていく。
- ⑥ 市民モニターを改選後導入して、市民感覚をどういうふうにか考えているのか情報を把握。

○条文

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）を遵守すること。
- (2) 議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

○「A」にするための改革改善案

(課題) → (改革改善案)

- ①身だしなみ、報告期限の遵守→議員個人のモラル。遵守の徹底をしていく。
- ②条例提案まで至っていない→議会として、議員として向上していく。
- ③多角的、客観的な議論ができていない→地域選出や団体推薦などやむを得ない背景もあるが、議論は「賛成・反対」ありきではなく実施していく。
- ④SNSの活用がしきれていない。できることがある。市HPも見えていないのではないかな。→議会Facebookページの開設、設置後は全議員がFacebook等を用いて議会・市政情報をシェアして発信。

○議会運営委員会としての決定

- ① 議員個人のモラル。遵守の徹底をしていく。身だしなみ、報告期限の遵守。
- ② 条例提案まで至っていないが、議会として議員として、これは向上させていく。
- ③ 改善案にもあるとおり、選挙という背景もあり、地域選出、団体推薦などやむを得ないところもあるが、賛成・反対ありきではない、討議、議論をしていく。
- ④ 議会のフェイスブックページを開設後については、全議員がみずからのフェイスブックのアカウントを持って、それらを用いて議会や市政の情報をシェアして発信していく。

○条文

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における当該請願に係る質疑が終結するまでの間に請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者(以下「代表提出者等」という。)から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適切と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。

○「A」にするための改革改善案

(課題) → (改革改善案)

- ①情報発信は議会事務局が努力しているが、まだまだできることがある→議会 Facebook ページの開設と全議員の実施。
- ②市民の意見が二分するような事業に関する市民等との対話が足りない→
- ③前条で傍聴の必要性を感じさせる議会にしていくならば傍聴人発言は積極的に認めていくべき→
- ④市民モニターの実施→

○議会運営委員会としての決定

- ① 議会フェイスブックページの開設と全議員がそれを行っていく。
- ② 条文に従って行っていく。
- ③ 傍聴人の発言は、委員会の決定でこれまでどおり従っていく。
- ④ 市民モニターを改選後の議会で実施。

○条文

(意見交換会)

第6条 議会は、市民との対話と報告の場として、意見交換会を年1回以上行うものとする。

2 意見交換会に関する事項は、別に定める。

○「A」にするための改革改善案

(課題) → (改革改善案)

①防災シミュレーションゲーム「クロスロード」の実施など、対話形式を取り入れ評価は上がり始めているが、まだまだ参加者が少ない→

②市民からの開催要求による報告会の実施→

○議会運営委員会としての決定

意見交換会は、今後も試行錯誤しながら行っていく。各高等学校へのポスター掲示は、ボランティア担当の先生や主権者教育の担当の先生とあらかじめアポイントをとって手渡しをしていく。

② 特に議会としては実施していかない。

○条文

(予算及び決算における説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、施策又は事業ごとに分かりやすい説明を求めるものとする。

○「A」にするための改革改善案

(課題) → (改革改善案)

- ① 予算・決算の議決事項の意義を原点に立ち返り、「市の財政」という大きな視点に立って審議・審査しなければ、真の監視機能の役割は果たせない→予算・決算委員会の常任委員会化
- ② 執行部の説明が予算・決算書や説明・報告書の数字の読み上げになっていることが多い→計上や支出の目的、効果などを理解できるような説明への意識改革。

○議会運営委員会としての決定

- ① 常任委員会化、または長期の特別委員会を試行をしていく。
- ② 説明は、簡略また、特出すべきもののみを説明を求めていく。また、決算・予算委員会で冒頭、副市長からの説明を、これを議場の本会議で行い、予算・決算の特別委員会では行わない。

○条文

(議会事務局の充実)

第18条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び体制の整備に努めるものとする。

○提案事項

①東京都墨田区議会基本条例を参考に議会事務局の提案することができる任意規定を明文してはどうか。

(参考)

墨田区議会基本条例

第24条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

2 議会事務局は、前項に規定する目的を達成するため、議会に対し提案を行うことができる。

○議会運営委員会としての決定

改選後の議運で協議していく。

○条文

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会だより、市議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

○「A」にするための改革改善案

(課題) → (改革改善案)

①議会事務局は強化しているが議員の発信強化が足りない→議会事務局としては、議会 Facebook ページの開設。全議員はそのページや発信情報のシェア。既存の市ホームページ情報のシェアによる発信強化。

②若い世代への発信強化→

○議会運営委員会としての決定

- ① 議会のフェイスブックページを開設し、全議員でそれをシェアしていく。また、既存の市ホームページ情報もシェアしていく。
- ② さまざまなツールで発信の強化を努めていく。